

一般社団法人 日本住宅ローン診断士協会

社員及び会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本住宅ローン診断士協会（以下、「当協会」という。）定款第7条から第14条において規程する社員及び会員（以下、「会員等」という。）について必要な事項を定める。

(会員等の権利)

第2条 会員等は、次のサービスを受けることができる。

- (1) 住宅ローンプランニング及び媒介に関する調査・研究等の報告書の提供
- (2) 会員等専用ホームページ及びデータベース等の情報の利用
- (3) 当協会が発行する機関誌等の配布
- (4) 当協会が主催するセミナー等各種行事への優先的参加
- (5) その他関連資料の配付等
- (6) 株式会社JMP支援機構及び株式会社JMPパートナーズ並びに株式会社トービルの提供するデータ、資料及び資格

(会員等の義務)

第3条 会員等は、定款第9条の規程による本規程第4条の入会金及び年会費並びに資格登録料（以下、「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 会員等は、この規程のほか、定款、倫理・行為規範及び理事会の定めるその他の規程・規則、関係法令を遵守しなければならない。

3 会員等は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに当協会へ届けなければならない。

(会費等)

第4条 会員等は、その種別に従い、次の会費等を納入しなければならない。

- | | |
|------------|-----------------|
| (1) 正社員 | 入会金無料／年会費1万円 |
| (2) 一般賛助会員 | 入会金無料／年会費1万円 |
| (3) 法人賛助会員 | 入会金5万円／年会費2万円 |
| (4) 資格認定会員 | |
| 住宅ローン診断士 | 資格登録料1万円／年会費1万円 |
| 住宅ローン診断士補 | 資格登録料無料／年会費無料 |

2 年会費の計算期間は入会月から翌年度末（3月末）までとし、入会月にかかわらず毎

年1年分を先払いするものとする。ただし、資格認定会員は、入会月（当協会への入会申込書到達月）が10月から3月までの者は入会年度に限り年会費を5千円とし翌年度より1万円とする。

- 3 本規程に定める会費等は、当協会の事務局からの案内に基づき納入するものとする。
- 4 特別の費用を必要とし、社員総会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、正社員は臨時会費を納入しなければならない。
- 5 法人賛助会員の構成員の年会費は、会員等を合わせて3名を上限としてこれを無料とする。但しこの減免措置は、当該構成員が会員等となった後に当該法人が法人賛助会員となった場合には、遡って年会費の減免を行わない。
- 6 法人賛助会員で、当協会と協力関係にある法人の会費等については、当協会の理事会の承認と協力関係にある法人の承認により、相互に相殺することができるものとする。
(会員等への告知)

第5条 当協会の会員等への告知は、原則として当協会が発行する機関誌、ホームページ（<http://www.j-mpa.jp/>）、書面又は電子メールにて行うものとする。

第2章 資格認定会員

(定義)

第6条 資格認定会員は、当協会の定款に定められた目的と事業内容を理解し、賛助会員として当協会の事業に協力し、当協会のサービスを受けるとともに、住宅ローンプランニングを通じて社会全体の利益の推進に寄与する事業の推進者である。

(資格認定会員の資格更新)

第7条 資格認定会員は、理事会が別に定める資格制度等の教育規程に従い所定の継続教育を履修するとともに、本規程第4条に規程された会費等を納入したとき、代表理事が会員資格を付与、更新し継続することができる。

- 2 代表理事は、特別資質、技能、能力が認められる会員等については、前項にかかわらず、協会認定講師、住宅ローン上級診断士として会員資格を付与することができる。

第3章 法人賛助会員

(定義)

第8条 法人賛助会員は、当法人の目的に賛同する企業及び団体で、当協会及び会員等の支援者及び事業の推進者である。

(認定教育機関)

第9条 法人賛助会員でなければ認定教育機関となることはできない。また、認定教育機関となるには理事会の承認を要する。なお本規程第4条6項の入会金、年会費の相殺規程は、認定教育機関にも適用する。

2 認定教育機関として登録した法人賛助会員は、理事会が別に定める認定研修規程に従い、当協会が定める各種認定講習を実施することができる。

(資格の喪失)

第10条 法人賛助会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。なお、一般賛助会員もこれに準ずる。

- (1) 定款第10条の規定に該当したとき。
- (2) 本規程第3条に違反したとき。

第4章 支部の設置、運営

(支部の設置)

第11条 当協会は、都道府県単位又は複数の都道府県単位で支部を設置することができる。

(支部の事業)

第12条 支部は、以下の事業を行う。

- (1) 会員等の法令遵守、コンプライアンス確保に必要な情報提供・自主規制活動
- (2) 会員等の住宅ローン診断士としての資質向上を図るための情報提供・交換活動並びに学習活動の実施
- (3) 一般消費者を対象とした住宅ローンプランニングに関する普及・啓発セミナー、講演会並びに相談会等の実施
- (4) その他、当協会の目的を達成するために必要な活動の実施

(支部設置の手続き)

第13条 理事会は、前条の事業を行う必要があるときは、担当理事を選任し、支部を設置することができる。

(支部の組織)

第14条 支部組織は、支部長、支部幹事により組織する。

- 2 支部長は、理事会が選出し、代表理事が任命する。
- 3 幹事は、支部長が指名し、理事会が承認する。

第5章 補則

(規程の変更)

第16条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第5条の規程により、会員へ告知する。規程に変更があった場合、更新された規程が優先適用される。

附 則

1. この規程は、平成24年5月28日から適用する。
2. この規程は、平成25年6月22日から適用する。
3. この規程は、平成30年6月28日から適用する。